

都市部落における住宅要求闘争と入居選考プロセス

野口 道彦*

§1. はじめに⁽¹⁾

被差別部落の戦後から今日にかけての大きな変容過程のなかで、最も大きなインパクトをもたらしたのは住宅建設である。それによって部落の景観も大きく変わり、住民の生活のありようも大きく変化した。

同和対策特別措置法（1969年）以前の、部落における公営住宅の建設は、行政の主導によるというよりは、部落の住民による住宅要求闘争の結果、勝ち取られたものであった。

その闘いは、部落内部の権力構造を大きく変えるものであった。また、住民と行政との関係を変えるものでもあった。建設された住宅は公営であったが、そこに誰を入居をさせるのかという決定権は、誰が握ったのか。行政の側か、それとも住民の側か。これは地域によって大きく異なる。行政が100%決定権をもち、行政が決めた一定の基準で入居者を決定し、住民側には一切関与させないというもタイプのものから、住民側が決定権をもち、行政はそれを追認するタイプのものまで、さまざまなパリエーションがある。

もちろん、最終的な決定権限は行政の側にあるが、その前段である、入居者を選考するプロセスが、住民側の意向をどの程度反映したものかは、地域によって異なる。住民の大衆的な議論のもとで、入居基準を決め、透明性を確保し

たうえて、入居者の選考を行うという民主的に行ったものもあれば、一部のボスが入居者の推薦権を事実上独占したのもあった。その場合、住民はそのボスの顔色をみて入居を頼むということが起こり、住宅入居が利権化し、運動の腐敗墮落を招き、運動団体が信頼を失うという結果をまねくことになる。

住民側の自治能力がうまく育たないと、家賃滞納や行政が知らない間に入居者が変わっているという又貸しの問題、不法な増築・改築が行われ私物化するという問題、隣に誰が入居しているのかもわからないまま住民間のコミュニケーションの断絶など、さまざまな住宅管理上の問題が発生することになる。

そのため、住民の自治能力が問われることになる。公営住宅・改良住宅の建設は、狭小過密の劣悪な住宅事情を一掃し、同和地区の景観を大きくかえたが、それが物的な変化だけでなく、その建設にともない、地区内の権力構造を大きく変え、住民の自治組織にも大きな影響をもたらした。住宅の建設・入居・管理にいたるさまざまな段階で、さまざまな権力作用が働いている。それを解明することは、戦後大阪の都市部落の変容過程を明らかにする上で、戦略的に重要である。

本論文では、浅香地区を選び、住宅要求者組合の動きに焦点をしばって分析をおこなう⁽²⁾。

大阪市内12地区の人権協会から大阪市立大学人権問題研究センターへ寄託された12地区同和関係資料、12,969ファイルのうち、浅香地区関係の資料は、512ファイルであるが、そのなかに住宅関連の資料が多数存在する⁽³⁾。これらの資料を使いながら、住宅の建設・入居がもたらした変化を住宅要求者組合、住宅入居者組合のありかたをとおして考察する。

§2. 第1期の住宅要求者組合の結成

大阪市における住宅改良事業は、1958年頃から始まる。最初に完成したのは西成地区であり、2DKの鉄筋4階の団地が建設された。その他、日の出地区、浪速地区、矢田地区などで住宅要求期成同盟が結成され、住宅が建設されていった⁽⁴⁾。1961年から1965年にかけては、加島、住吉、生江、矢田、西成で改良住宅や同和向け公営住宅が建設されていった⁽⁵⁾。

浅香地区では、「寝た子を起すな」という声が強く、部落解放同盟浅香支部が結成されたのは大阪市内では比較的遅く、1965年9月24日である。支部結成の2ヶ月前に、住宅要求者組合が最初に結成されている（1965年7月10日）。住宅要求は、近隣でもあり、通婚関係でつながりも深い矢田の解放運動に刺激されたものであった。「なぜ、矢田に住宅が建って浅香に建たないのか」という素朴な疑問があり、住宅建設は切実な願いであった。

その当時、浅香には約700世帯が居住し、そのうち約300世帯が不良住宅であるとされ、約150世帯によって住宅要求者組合がつくられた⁽⁶⁾。同年7月27日に、婦人を中心とする100名が大阪市建築局や民生局と交渉、8月16日から、大阪市は住宅の戸別調査を実施。9月5日、浅香町住宅要求者組合は、大阪市住宅改良課長あてに

要請書を提出。

この住宅要求者組合が母体となって、同年9月24日に部落解放同盟浅香支部が結成された。支部長は川崎秀次、住宅要求者組合の委員長と同一人物である⁽⁷⁾。大阪市内の状況からすれば、浅香地区は後発組である。その点では、浅香地区は先行地区の経験を学んで、住宅要求者組合を結成し、要求闘争に取り組んだといえる。

表1. 浅香地区の世帯数・人口の変化

	世帯数	人口	平均世帯員数
1918年	232	1,070	4.61
1935年	265	1,193	4.50
1949年	350	1,700	4.86
1959年	520	2,580	4.96
1967年	788	2,454	3.11
1974年	944	2,786	2.95
1974年*	799	2,485	3.11
1975年	905	2,807	3.10
1990年	570	1,484	2.60
2000年**	519	1,342	2.59
2005年**	513	1,217	2.37

* 調査の有効回答数

** 国勢調査による、浅香1丁目、2丁

もともと浅香地区は、「寝た子を起すな」という考え方が支配的であった。町会派は、地区内の有力者を中心とするもので、「同和住宅を建てれば、浅香が部落であるという看板をあげるようなものだ」として住宅建設要求闘争には強く反対していた。一方、矢田の部落解放運動を追いかけるようにして組織された浅香支部は、貧困者層を中心とした地区内の少数派であった。

市役所で座り込み闘争など必死の闘いによって、ようやく住宅要求が1966年度事業として認められ、建設が始まった。しかし、それをみて、町会派は成果を横取りしようと画策し、福祉住

宅として位置づけ、「解放同盟の方に申し込まなくても、町会にまかしておけば、家に入れる」として、地区内でのヘゲモニーを保持しようとした。一方、市役所は、部落解放同盟に対しては、同和対策のための住宅建設を約束しながら、福祉住宅の建設を要求する町会派にも、色よい返事をした。そのため、町会派と部落解放同盟浅香支部との間に極めて深刻な対立が生じた。1967年7月に住宅150戸が完成したが、町会派は住宅の周囲に有刺鉄線をはりめぐらし、入居できない状態がつづいた。

そのため浅香支部は、1968年5月に8日間のわたる市庁舎で座り込み、徹底糾弾闘争を行ったが、膠着状態が続いた。この事態を打開すべく、8日目の朝に、市会議員伊藤氏による斡旋案が出された。1968年5月24日に浅香支部と町会がこれに合意した。この間の状況については、上田卓三『部落は闘っている』（三一書房）にもうけられた章「河川敷のクレーン—浅香支部の住宅闘争をめぐる」に、町会派との対立が生々しく描写されている⁽⁸⁾。

伊藤斡旋案は3項目からなるが、その後の住宅要求者組合の果たす役割を考える上で、きわめて興味深いことが出ている。第1項目は、「町会側は大阪市同和促進協議会浅香地区協議会に参加されたい」。第2項目は、「双方（統一された地区協、住宅要求者組合）同数の委員による選考委員会を設け、住宅困窮の実情、浅香地区居住期間、地区協の行う事業に対する理解を考慮の上、昭和41年度分150戸、昭和42年度分150戸についての入居者を選考されたい」。第3項目は、「双方の住宅要求者は、この際大同団結して一本化されたい」である⁽⁹⁾。

このうち第2項目には、いくつかの重要なことがらを含んでいる。まず、入居選考委員会の

設置を決めたことは、入居の決定権を市から住民サイドに移行させたことを意味する。誰を入居させるのか。それをめぐって地区内に厳しい対立がある場合、それを行政に決めてもらうという方法もある。しかし、それを選ばずに入居選考委員会をもうけた。住民側が入居者を決定するプロセスに関与するというのは、住民の自主管理、住民自治という点で、極めて重要な意味をもつことであった。

つぎに、選考規準として、3つ明記したことである。住宅困窮度は、公営住宅という性格上、当然配慮すべき要素である。それに加えて、浅香地区居住期間という属地的要素を含めている。ここには、明示的に属人的要素は表現されていないが、親、祖父母の代から住んでいるということで居住期間は長くなると判断されたのかもしれない。重要なのは、同和対策事業に対する理解が条件としてあげられていることである。建設された住宅は、単なる貧困対策の福祉住宅ではなく、同和対策として建てられた住宅であることを再確認することであって、支部としては譲れない点であった。

さらに、選考委員会の構成は、地区協、住宅要求者組合の双方同数の委員による選考委員会を設けるとしている点は重要である。双方同数になっているが、選考委員会の委員の数を町会派と住宅要求者組合とが半々に分け合ったものではない。実質的には、解放同盟側がヘゲモニーを握ったとみられる。もともと、大阪市同和事業促進協議会は、行政と地域住民との連携をとりながら、同和事業の円滑な推進をはかることを目的に組織された⁽¹⁰⁾。地区ごとの下部組織が地区協議会である。部落解放同盟とも一線画した、地域のさまざまな組織の総意をまとめ機能をもった同和事業を促進するための組織である。

表2. 1966年度～2012年度公営・改良住宅の建設

建設年	住宅名称	号館	建設戸数		その後の変動				管理戸数		備考
			公営	改良	住戸改善		用途廃止、除却		公営	改良	
					公営	改良	公営	改良			
1966	浅香西住宅	1	30		15		15		0		2011年解体
1966	浅香西住宅	2	30				30		0		2008年解体
1966	浅香西住宅	3	40				40		0		2008年解体
1966	浅香西住宅	4	30				30		0		2008年解体
1966	浅香西住宅	5	20				20		0		2004年解体
1967	浅香西住宅	6	20				20		0		2008年解体
1967	浅香西住宅	7	20				20		0		2008年解体
1967	浅香西住宅	8	10		5		5		0		2011年解体
1967	浅香第2住宅	1	20				20		0		2011年解体
1967	浅香第2住宅	2	30		5		13		12		1997年2戸1
1967	浅香第2住宅	3	50		5		22		23		1990年2戸1
1972	浅香第3住宅	1		5						5	
1973	浅香第3住宅	1		2						2	
1974	浅香第3住宅	1		49						49	
1977	浅香第2住宅	4	20						20		
1979	浅香西住宅	9	56						56		
1979	浅香第2住宅	5		36						36	
1979	浅香南住宅	1		9						9	
1982	浅香南住宅	4		12						12	
1982	浅香南住宅	6		21						21	
1982	浅香南住宅	7		24						24	
1983	浅香南住宅	4		12						12	
1987	浅香南住宅	3		12						12	
1989	浅香南住宅	2B		12						12	
1993	浅香南住宅	2A		12						12	
1995	浅香中住宅	1		24						24	
1999	浅香中住宅	1		24						24	
2003	浅香西住宅	3	35						35		2010年管理開始
2005	浅香西住宅	2	59						59		2007年管理開始
2012	浅香西住宅	1							0		工事中(39戸)
		小計	470	254	30	0	235	0	205	198	
		総数	724						459		

それへの参加を町会側に求めたというのは、町会派と浅香支部の双方の顔をたて、共通の土俵を作ったという点で、なかなかの知恵者が考えた案である⁽¹¹⁾。

この統一された選考委員会によって基本的な枠組みが決められたものの、実際には、1966年度建設の浅香西住宅1号館～5号館の150戸については、住宅要求者組合側に100戸、町会側に50戸を配分するという妥協案でまとまった。要求組合と町会派が、それぞれに入居者がきめることになり、ようやく住宅に入居が始まったのは、1968年7月頃からである。入居者台帳をみれば、敷金の納入1968年7月27日の記録や入居承認1968年8月1日の日付があり、この頃ようやく住宅入居が始まっている⁽¹²⁾。

表面上は、統一的な地区協や入居選考委員会という組織をつくるという形で和解の方向を打ち出されたが、入居後も、要求組合と町会派とは、互いに反目し合うという時期がしばらくは続いた⁽¹³⁾。

引き続いて1967年度事業として浅香西住宅6号館～8号館の50戸と浅香第2住宅（通称、東住宅）1号館～3号館の100戸、あわせて150戸が建設された。これで、市との当初の約束の住宅300戸が完成した。

以上は、同和向け市営住宅である。改良住宅としては、浅香第3住宅（7階建、56戸）が、1972年度から1974年度にかけて建設されている。改良住宅として浅香では最初のものである。

その後、浅香で重要な闘争として語りつがれているのは、1976年6月26日の午後2時から翌朝10まで18時間に及ぶ対市交渉である。この時、基本3項目要求として、「1. 地下鉄車庫を撤去し浅香地区に対する同和対策用地として活用せよ」、「2. 大和川北岸を護岸改修し、河川敷住民

を安全な場所に移し、跡地を公園化せよ」、「3. 堤防上の旧集落環境を住宅地区改良法を中心に多面的方法で全面的に整備せよ」をあげて大阪市にせまった。同時に提起された緊急10項目要求の一つとして「改良住宅500戸の建設」があげられた。具体的には、大和川河川敷に住む202世帯の環境改善と堤防上及び北側の300戸について改良地区の指定を行い、改良住宅の建設を要求したものである⁽¹⁴⁾。この対市交渉によって、同和対策事業の大きな枠組みが決まり、浅香地区の総合計画の実現に向けて大きな第一歩をあゆみだすことになる。

§3. 第2期住宅要求者組合の再組織化

1977年頃までに、住宅はあわせて376戸が建設された。浅香第2住宅4号棟の入居を終えた段階で、住宅要求者組合は、活動を停止することになり、1978年に解散し、1980年には、新しい住宅要求者組合をつくるための準備がすすめられた。

なぜ、新たに住宅要求者組合を再組織化したのか。1979年12月9日に開催された総計実行委員会では、『第4期活動必携』が配られた。その冒頭に「第4会期の活動の基本方針」が載せられている⁽¹⁵⁾。第1次マスタープランから5年が経過し、それを見直し、第2次マスタープランの策定を呼びかけている重要な方針書である。基本方針として10項目が提起されている。その5番目は「地区内の団結を押し進める立場で、新住宅要求者組合の結成と入居をかちとろう！」である。その内容を全文紹介する。

「過去の行政による町内分断策動を一步一步はねのけ、町内の団結を打ちかためてきたことは、私たちの誇りうることであり

ます。今年度は、この総会后ただちに、新住宅要求者組合の結成に具体的に踏み出すことを、お互いに確認しあいたいと思います。そして、組合の自主的な力を軸に入居をかちとり、町内の団結をさらに推し進めなくてはなりません」

ここには、これまでの住宅要求者組合を解散する理由は明確には述べられていない。初期の組合は、地区内の対立の影響を受け、さまざまな妥協の産物であったが、過去のしがらみを払拭するのが、組合を再編する目的であったのだろう。1981年頃に完成する住宅への入居を前にして、新たに組合員を募集し、今までの問題点を克服するために、学習会活動を活発にし、組合員の意識改革をはかっていこうとすることがねらいであったと思われる。「第4期活動必携」の活動方針から読み取れるものは、大衆路線の重視である。「大衆的要求や考え方を反映させよう」や「大衆路線を堅持し」が重要な柱としてあげられている。そこには、「もうひとつの問題として（総計が）結成いらいの「大衆路線」という基調に十分応えきれていない弱さということです」と云う現状認識がある¹⁶⁾。

大衆路線の強調は、部落解放中国研究会の基本方針である¹⁷⁾。中国研究会は、幹部請け負い主義は腐敗堕落を招くとして、大衆路線で部落解放運動を立て直そうとしていた。この時期の浅香の解放運動の担い手たちは、中国研究会のリーダーでもあった矢田支部の泉海節一の薫陶を受けていた¹⁸⁾。

先の伊藤幹旋案によって、地区内の対立は、形ばかりは統一されたが、実際に地区が一つなる契機となったのは、町会与支部が一緒に取組んだ1974年12月の生活実態調査である。この時

の記録でも、支部488世帯、町会440世帯、計928世帯のうち、有効回収は支部464と町会339で計804世帯と、別々に面接調査を行っており、対立の痕跡がうかがえる。しかし、実態調査によって明らかになった低位な生活実態を、どのように変えていくのかという議論をはじめることによって対立を克服していった。その結果、翌年1975年9月30日にマスタープラン原案が作成され、それをもとに1976年3月14日に部落解放浅香地区総合計画実行委員会が結成された。ここで、実質的な地区の統一が実現したといえる¹⁹⁾。

このようにしてみると、1970年代は、浅香地区内の対立を克服して、住民の合意形成をはかることに多大なエネルギーがそそがれた時期といえる。その上で、大衆路線によって解放運動の再組織化がめざされたのが1980年からの時期といえる。その第1歩として、住宅要求者組合の再組織に踏み切ったのではない。

初期の組合を、第1期住宅要求者組合とするならば、1980年に組織されたものを第2期住宅要求者組合と呼ぶことができる。第2期住宅要求者組合は、1980年1月10日～19日に入会申し込み受付を行った。その時の「組合員募集」(1980年1月)のビラでは、対象者として、1) 河川敷改修、2) 村中改良による住宅要求者、3) 鉄筋住宅居住者以外の住宅要求者、4) そのた、新組合の規約で示す住宅要求者、の4つがあげられている。

これだけでは分かりにくいので、だれが組合に入会できるのかについてビラには、つぎのように書かれている²⁰⁾。

1. 浅香同和地区に現に居住し、ひきつづき地区に居住し続ける意思を持つ者（一時仮転出者は別）
2. 入会に際し、組合規約を承認した者

3. 次のいずれか一つの条件にあてはまる者

- ①大和川改修、村中改良などの公共事業に協力することによる住宅要求者
- ②近い将来、結婚し地区内で世帯をもつ意思のかたい者で、役員会が認めた者
- ③そのた、公営住宅以外に住む住宅要求者

である。

まず一世帯に一人（世帯主）の組合員のみを認めるという原則をきめた。結婚を間近に控えているものは、親とは別の住宅を要求したくなるが、その場合は、一年以内の結婚予定者に限って、準組合員の扱いとし、結婚したという事実が確認されまでは、入居を認めないという方針をとっている⁽²¹⁾。その場合、安易な申し込みを退けるために、仲人による結婚予定の証明書を出すように求め、その上で準組合員とした。

§4. 第2期住宅要求者組合の班別構成と組合員数の変化

1980年9月18日に結成総会を行った。結成にあたっては、つぎのことを確認している。

- 1) 地区内に必要な戸数の住宅を建設し、地区総計画実行委員会のもとに再組織し、「同一要求統一組織の原則」を堅持する⁽²²⁾。
- 2) 入居選考は科学的・民主的な基準で行う。
- 3) 入居後は「入居者組合」に結集し、事業協力を完結させること。

第2期住宅要求者組合の当面する任務は、1979年に建設を開始した西住宅9号棟56戸分の入居をどのようにするのかという課題と、これから本格的に始まる浅香地区の通称「村中」の

改良事業を、円滑に進めるという課題にこたえることであった⁽²³⁾。

1980年1月の入会申し込みで295名を受け付けている。8ヶ月の準備期間に、加入の資格があるかを厳密にチェックし、19人が会員名簿から外された。その内訳は、「入会前に本人の申し出により」9人、「無資格が判明」5人、「改良事業により地区外転出補償を受けた」3人、「指導の結果」2名である、その結果、9月18日の新組合結成時の組合員は276名である⁽²⁴⁾。

また、組合結成集会に34名が欠席しており、これらの欠席者には、あらためて入会の意思を確認する作業を行っている。

1981年1月27日のまとめでは、さらに21人が退会している。その理由は「入会面接を受けなかった」14人、「本人の申し出により退会」5人、「改良事業により地区外転出補償を受けた」2人である。

かくして1981年1月27日の時点で組合員は255名であり、1980年1月の入会申し込み時点とくらべると、40人少なくなっている。一応、要求組合には入会の手続きをしたものの、地区外転出の場合は、補償が得られることがわかって転出の意思を固めたものや、その後の何らかの事情で住宅への入居の希望がなくなったものなどである。

要求者組合は、地域ごとに14班に分けられた（表4）。1980年12月18日の「新住宅要求者組合全体集会」で、班分けが発表された。第1のグループは、すでに市営住宅の入居しているもので、1班「西の団地」、2班「東の団地」、3班「第3住宅」とされた。これらは住宅要求者組合への入会が認められたのは、高齢者がいるので低層階へ移りたいと希望するもの、家族構成が多く、より広い住宅に移りたいとするものである。

表3. 組合員数の変化

年	月	日	組合員数	会議名
1980	1	19	295	入会申し込み者集計
	1	26	295	第4回「総計」役員会
	7	22	294	第7回「総計」役員会
	8	22	288	第10回「総計」役員会
	9	11	280	第11回「総計」役員会
	9	16	278	新組合結成時の構成員確認
	9	18	276	新組合結成集会
	10	21	271	組合員仮名簿
	11	27	260	第15回「総計」役員会
	11	28	255	「組合」第1回役員会
	12	18	255	第1回全体集会
1981	1	14	258	「組合」第3回役員会
	1	27	255	「組合」第4回役員会
	2	25	252	第2回選考委員会部内資料
	3	10	253	第2回全体集会
1982	4	17	200	「組合」第5回役員会
	3	12	166	第3回全体集会
	4	26	164	「組合」第4回班長会
	10	1	138	「組合」第8回役員会

第2のグループは、当面の課題となっている地区改良事業の対象地域AB区、CD区に住むので、街区により4班から8班に分けられた。それに加えて、近い将来の地区改良事業を予定している村中が9班から12班に分けられた。

第3のグループは、河川敷の家屋に住むもので13班になっている。通常河川敷は公有地が多いが、浅香の場合、私有地であり、全国的にみても珍しい。第4のグループは、事情があって、現在地区外に住んでいるもので、入居資格をもつとみなされたものを14班としている⁽²⁵⁾。地区外居住の8人のうち、4人は在日コリアンである。

各班には、班長がおかれ、班別集会が開かれて、組合内の意思疎通をきめ細かく行われるようになる。この班が学習会や班活動の基礎的な単位とされた。

§5. 入居者の選考基準

限られた入居可能な戸数に対して入居希望者が上回ると、誰が入居できるのかのは、組合員が注視するところである。選考委員が、民主的に選ばれていたとしても、どのような基準で選ばれ、選考のプロセスがどのようなものであるのかについて透明性がないと、信頼を獲得できない。浅香地区の場合は、組合規則〈第3条 入居基準〉で、「(2) 上申する場合、A項とB項の合計点ならびにC項の条件を総合して行う」とされている。その細目は、付表として、以下のように決定された(表4参照)⁽²⁶⁾。

これを見ると、誰を優先的に入居させたのか、考え方が読み取れる。第1に、属人的要素として、浅香出身者が優先されて、10点のポイントが与えられている。誰よりも高い点が与えられている。第2に、浅香以外の同和地区出身者と在日朝鮮人が同等に位置づけられていることである。ともに差別に苦しんできたということが配慮されている。

第3に、浅香での居住歴の長さによって、6点から8点とウエイトがかけられている。第4に、同和地区出身や在日朝鮮人でなくても、転入者も入居はできる。しかし、2ポイントの差がつけられている。第5に、組合活動への参加度に極めて高いポイントが与えられている。参加回数1回につき1点、全部で6回である。

今日的な視点からみると、このような配点の仕方には疑問がないわけではない。「部落問題のパラダイム転換」⁽²⁷⁾という点からみると、血縁的系譜的關係を本質主義的に重視している点や、地縁的關係を居住期間によって差異づけている点である。しかし、1980年のいう時代的背景を考えると、在日朝鮮人と他の同和地区出身者とを同等に見ているという点で画期である。また、

表 4. 入居の基準 (付表)

(2) 上申する場合、表の A 項と B 項の合計点ならびに C 項の条件を総合して行う。

A 項	組合活動への参加回数 1 回につき 1 点		
B 項	浅香出身者 (いづれも配偶者、父母まで対象とする)	20 年以上居住者	10 点
		20 年未満居住者	8 点
		10 年未満居住者	7 点
	浅香以外の同和地区出身者または在日朝鮮人	20 年以上居住者	6 点
		20 年未満居住者	5 点
		10 年未満居住者	4 点
その他の者	20 年以上居住者	6 点	
	20 年未満居住者	5 点	
	10 年未満居住者	4 点	
C 項	身障、老人、家族構成、小売業営業、そのたの条件		

選考委員会案決定、1981 年 2 月 25 日
 役員会決定、1981 年 3 月 9 日
 全体集会決定、1981 年 3 月 10 日
 付則、第 4 条の「付表 1」は 1981 年 3 月 10 日
 から発効する。

選考規準を明示した点、また、それを選考委員会だけで決めたのではなく、総合計画実行委員会の役員会、住宅要求者組合全体集会決定にかけられ、承認を受けている点も画期的である。集会のたびごとに、この選考規準の表は配られ、確認されている。大衆的な討議にかけられ、このルールが大衆的に共有化されていったというプロセスが重要である。

また、属人的要素や居住歴によるポイント差も、努力によって克服できるものである。A 項の参加度は、結成集会や全体集会、全体学集会へ参加によってポイントがあたえられている。第 1 次選考までは 6 回の集会があったから、浅香出身者であっても、「寝た子を起こすな」という考えをもち、住宅要求者組合の活動に不熱心なものは、熱心に活動に参加している転入者より不利になるというしくみが設けられている。こうしたことで、属人的要素や居住歴でポイント差をつけることに対する不満に 대응しようとした。

また「要求の獲得は目的ではなく、解放の主体形成のための手段である」と部落解放運動の中で、何度も強調されてきた。住宅要求者組合

の関係資料のなかに、集会ごとに参加を記録した資料が残っている。

さらに、身体障害者や老人には、低層階に入れるように配慮している。ここに、のちの地下鉄車庫跡地利用の街づくりの 4 つの柱のうちの一つ「にんげんの街」という理念につながる福祉重視の考え方²⁸が、この段階で明確にされている。小売業営業をあげているのは、店舗付き住宅への入居を考えたものである。

§ 6. 選考結果として、どのような人が入居したのか？

1981 年 2 月 25 日の選考委員会で確認された組合員は 255 名。そのうち準会員 44 名を含むから、入居資格者は 211 名である。これに対して当時建築中のものを含めて入居可能な住宅は 209 戸であるから、ほぼ全員の要望を満たすことができる。

選考は第 1 次と第 2 次の二段階に分けた。それは、東住宅 1 号館の建設の市議会承認を得るために、旧住宅の空家を埋める必要があったため、また改良 AB 地区の買収を促進するために、3 月末までに決定をしなければならないために、第 1

次選考を急いだ⁽²⁹⁾。

選考委員会は、第1次選考として、正会員211名から81名が住宅に入居することを決定し⁽³⁰⁾、3月10日の第2回全体集会で発表した。

第1次選考時で入居できる住宅は、西住宅1号館～8号館と東住宅1号館～3号館の空家(69戸)と、新しく建設された東住宅4号館(20戸)、あわせて89戸である⁽³¹⁾。

第1次選考で選ばれたのは、(1)河川敷からの立ち退き者53世帯。(2)改良地区のAB区域からの立ち退き者28世帯、計81世帯である⁽³²⁾。

河川敷からの立ち退き者は、既存の公営住宅の空家に入居。改良地区のA区域からの立ち退き者は、公営住宅の空家もしくは東住宅4号館に入居することとなった。どこに入居するのかについては、A項目とB項目の合計点が考慮され、身体障害者、老人については、低層階に優先的に入居が配慮された。

3月12日の入居者説明会には、77名が出席し、4人が欠席。入居できる住宅は、2K、3K、3K'、3DKの4種類であり、家族構成によりグループ分けを行い、どこに入るかは、抽選で決めた⁽³⁴⁾。

説明会では、「物件・借家人補償の契約について」の説明を行っている。新しい住宅に入っても古い住宅に二重に住むとか、古い住宅を借家にしたりすることが過去にあり、環境改善事業に結びつかなかった苦い経験があるので、そのようなことが起らないようにするために、補償契約が完了して、はじめて鍵を渡すことにしたので、早く補償契約を完了してほしい」と強く訴えている。

河川敷から入居予定者のうち、補償契約完了者は27名、未契約者は20人であり、改良地区のA区域から入居予定者のうち、補償契約完了者は

12名、未契約者は15人である⁽³⁵⁾。この時点での補償契約完了率は、53%である。

入居にあつての注意事項についての説明も詳しく行っている。市営住宅を他の者に又貸しをしたり、無断で他の者を同居させはいけないこと、または入居の権利を他の者に譲渡してはいけないこと、家賃を3ヶ月以上滞納したときは、明け渡しをしてもらうなど、注意を呼びかけている。

実質的には選考委員会が入居者を決定しているが、入居者決定の行政上のプロセスは少し複雑である。

選考委員会で選んだ入居者リストを、「地区協」に推薦を求めて上申する。「地区協」は、社団法人大阪市同和事業促進協議会会長あてに、「このたび住宅入居候補者を別紙のとおり決定したので、よろしくと取り計らい下さい」と上申する。一方、市営住宅の使用についての遵守事項が記載した「大阪市営住宅使用証書」に入居者および保証人が署名捺印し、「上記の条件で市営住宅の入居を承認します」と大阪市長は押印する。

入居契約日は5月1日とされた。入居した段階で、住宅要求者組合を退会し、入居者組合に入るようにすすめている。

以上のようなプロセスで、入居者を決定している。どのような人が入居したのか、もう一度確認するために、班別構成の変化をみたのが表5である。1980年11月28日から1982年10月1日まで7種類の名簿が確認できる。それを入力して集計したものである。

1980年12月18日の「新住宅要求者組合全体集会」の時点での、組合員は255人である。その内訳は、既存の公営住宅居住者で、新しい住宅への転居を希望しているもの(1班～3班)が42名。当面の改良事業の予定区域の村中東の住民

都市部落における住宅要求闘争と入居選考プロセス

(4班～8班)が98名。村中西の将来の改良事業の予定区域の村中東(9班～12班)が83名。河川敷に居住しているもの23名。事情があって地区外に居住している9名である。

1980年11月28日から1982年10月1日までの間に班間の移動は若干みられるが、基本的には班の構成は同じである。大きな変化といえるのは、117人の会員の減少である。

この中には、死亡や転居による退会者もまじっているが、大きくは、この間に新しく入居が決まったことによる減少である。

全体では、45.9%の減少である。減少率が高

いのは河川敷(13班)の73.9%、村中東の改良AB区(4班～8班)の71.1%である。中でも5班は、1982年3月12日にすべて入居は完了している。これらの人たちの入居を優先的に決めたためである。村中西の減少率は19.3%と低い、まだ買取交渉がすすんでいないためである。地区外居住者37.5%、既存の公営住宅の居住者23.8%と低い。

§7. 組合員の実態分析

1980年1月10日から19日にかけて行われた組合入会申し込みのときに、「新住宅要求者組合入

表5. 班別構成の変化(1980年11月28日から1982年10月1日まで)

班 街区	1	2	3	4 改良AB 区東	5 改良AB 区北	6 改良AB 区南	7 改良CD 区東	8 改良AB 区西	9 村中東 区	10 村中北東 区	11 村中北西 区	12 村中南西 区	13 河川敷	14 地区外	合計	99 退会者	合計
1980年11月28日	23 9.0%	7 2.7%	12 4.7%	18 7.1%	21 8.2%	15 5.9%	21 8.2%	24 9.4%	18 7.1%	23 9.0%	22 8.6%	20 7.8%	23 9.0%	8 3.1%	255 100.0%	0	255 100.0%
1980年12月18日	23 9.0%	7 2.7%	12 4.7%	18 7.1%	21 8.2%	14 5.5%	21 8.2%	24 9.4%	18 7.1%	23 9.0%	22 8.6%	20 7.8%	23 9.0%	9 3.5%	255 100.0%	0	255 100.0%
1981年3月10日	24 9.4%	7 2.7%	12 4.7%	18 7.1%	21 8.2%	13 5.1%	22 8.6%	23 9.0%	18 7.1%	24 9.4%	20 7.8%	20 7.8%	23 9.0%	8 3.1%	253 99.2%	2 0.8%	255 100.0%
1981年4月17日	24 9.4%	5 2.0%	10 3.9%	9 3.5%	9 3.5%	12 4.7%	20 7.8%	21 8.2%	17 6.7%	20 7.8%	14 5.5%	18 7.1%	18 7.1%	3 1.2%	200 78.4%	55 21.6%	255 100.0%
1982年3月12日	22 8.6%	4 1.6%	8 3.1%	8 3.1%		12 4.7%	17 6.7%	14 5.5%	17 6.7%	19 7.5%	14 5.5%	18 7.1%	7 2.7%	6 2.4%	166 65.1%	89 34.9%	255 100.0%
1982年4月26日	21 8.2%	4 1.6%	8 3.1%	8 3.1%		11 4.3%	17 6.7%	14 5.5%	17 6.7%	19 7.5%	14 5.5%	18 7.1%	7 2.7%	6 2.4%	164 64.3%	91 35.7%	255 100.0%
1982年10月1日	21 8.2%	4 1.6%	7 2.7%	4 1.6%		5 2.0%	10 3.9%	8 3.1%	17 6.7%	19 7.5%	13 5.1%	18 7.1%	6 2.4%	6 2.4%	138 54.1%	117 45.9%	255 100.0%
減少数	2	3	5	14	21	9	11	16	1	4	9	2	17	3	117		

増減は、1980年12月18日時点の255ケースを基本として計算した。

表6. 組合員の減少(1980年11月28日から1982年10月1日まで)

班	組合数	減少数	減少率
既存公営住宅 1班～3班	42	10	23.8%
村中東改良区域 4班～8班	99	71	71.7%
村中西 9班～12班	83	16	19.3%
河川敷 13班	23	17	73.9%
地区外 14班	8	3	37.5%
計	255	117	45.9%

会申し込み用紙」(B4、2頁)に記入を求めている。そこでは、浅香での居住歴、申し込み理由、住宅の現況など様々な調査項目がある(文末の付属資料参照)。この入会申し込みには、支部、町会、地区協の役員8人が立ち会った。入居選考の基礎資料になるので、正確を期すためである。そのため、これらのデータの信頼性は高い。これを再分析して、住宅要求者組合入会希望者がどのような人たちであったのかを見てみよう。

入会希望者は295人(世帯)である。この頃の浅香の世帯数が約900と見ると、約3分の1である。また、これとは別に、すでに公営住宅・改良住宅に入居世帯している世帯が307世帯³⁶⁾。残り約3分の1が、住宅要求者組合入会を希望しないものである³⁷⁾。この大半は、地区外への転出を希望しているものと推定される。

地区外への転出希望の組合入会希望者との間に、階層的差異があったかどうか、極めて興味深いのであるが、データがないので比較はできない。ただ、いったん入会希望したが、のちに退会したものの多くは、地区外への転出者であるが、その比較はできる。

また、すでに公営住宅・改良住宅に入居しているものと、入会希望者との間に差異があるかどうか、これもまた興味深い点であるが、これも比較できるデータはない。

そのような点を留意しながら、第2期住宅要求者組合に入会を希望したのは、どのような人たちかみてみよう。(表H-1~表H-11、表I-1~表I-3)

7-1. 現住所、出身地

まず、現住所(表H-1)でみると、もっとも多いのは「浅香」で182人で、全体の62%を占めている。次いで「杉本」108人(37%)である³⁸⁾。

浅香地区は、町名が「浅香」と「杉本」にわかれる。旧人文センターの西側の南北の道路の西側が「杉本」であり、東側が「浅香」になる。「周辺地区」は2人、「その他」は3人と少ない。

出身地(表H-2)でみると、「浅香」が154人(52%)、「矢田」5人(2%)である。「西日本」など他府県からの転入者が62人(21%)とかなり多い。これには部落出身者でないものが多いと思われる。「その他大阪」は27人(9%)である。

この「入会申し込み用紙」のデータを整理した「入会希望者一覧表」では、「属人」という記載欄があり、「属人」すなわち同和地区出身者は157人(53%)、「来住」は127人(46%)と分類されている。「属人」157人は、「浅香」の154人をわずかに上回っているだけである。

入会申し込みのとき、きちんと聞くべきこととして、「出身地は本人あるいは配偶者が浅香の出身か否かを聞くことがポイント」とされているから、入会申込者本人だけではなく、配偶者が浅香出身かどうかを聞き、これらを勘案して「属人」かどうかを総合的に判断したものである。

「来住」の比率は予想以上に高い。浅香地区は、地理的には「陸の孤島」として語られてきたが、仕事や居住の関係で縁があって浅香に住み着いた人が多く、外に向かって開かれた土地であったことがわかる。

7-2. 在日朝鮮人

出身地別で見れば「韓国朝鮮」は25人(8.5%)である。国籍別で見れば、「韓国朝鮮」は33人(11.2%)である。出身地別にとらえた数字と、国籍別でとらえた数字はちがう。アイデンティティで見れば、また違うだろう。

都市部落に住む在日朝鮮人は多い。1970年代初めの大阪府下の部落人口にしめる在日朝鮮人

の比率は、人工真珠産業のあった和泉が21%と抜きん出て高いが、堺の協和町12%、西成地区11%、八尾市安中9%、生江9%も比較的高い。浅香は4%（130人）である⁽³⁹⁾

また、1974年の浅香の生活実態調査では、世帯主の本籍は「地区内」45.9%、「大阪市内」13.0%、「大阪府下」4.0%、「他府県」32.5%となっており、「外国」は4.6%（37人）である⁽⁴⁰⁾。この比率は、大阪府連調査の数字と大きな違いはない。

また、1991年の実態調査では、外国籍人口は、浅香では7.2%（107人）で、大阪市同和地区のなかでは、西成地区17.2%、飛鳥地区16.1%、生江地区10.1%について多い。

7-3. 来住時期

「来住者」の来住時期（表H-9）をみると、「西日本」は、平均8.7年と短く、最近転入してきたものが多い。1970年代のはじめであり、公営住宅の建設が本格化しはじめた時期とかさなる。公営住宅に入居して空き家になった借家、アパートに、安い家賃の住居を求めて、転入してきたものと思われる。また、「韓国朝鮮」は、平均12.4年であり、「西日本」からの転入者より4年ほど長い。「その他大阪」は平均18.5年であるから、1960年代のはじめの頃の転入になる。1960年に地下鉄車庫が開設された時期、1961年の第2室戸台風で、浅香地区が大きな被害を受けた頃である。

7-4. 住宅の種類

「住宅の種類」（表H-1）をみると、「借家」48.5%が多く、「文化住宅」16.6%、「間借同居」7.8%となっている。また、改良事業の対象区域内と思われる「自宅」（持ち家）も23.1%みら

れる。

出身地別にみると（表H-2）、「浅香」は比較的「自宅」が多い（38.3%）。「西日本」では、「借家」64.5%や「文化住宅」32.3%が多く、「自宅」が1.6%と少ない。「韓国朝鮮」では、「文化住宅」28.0%が、やや多いぐらいで、その他は目立った特徴はない。国籍別にみた傾向も同様である（表H-3）。

7-5. 組合入会の理由

「組合入会の理由」をみると（表H-4）、最も多いのが「第2期改良事業（村中の東半分と道路・公園）に協力するため」が43.1%と多く、ついで「第3期改良事業（村中の西半分）に協力するため」が24.4%、これらで7割をしめる。

また、「河川敷改修の事業に協力するため」も16.3%（43人）もかなりある。また、「近く結婚し、地区内で独立の所帯をもつため」が14.2%（42人）である。これらのものは、すでに述べたように、結婚の事実が確認されるまでは準会員あつかいである。

居住地別にみると（表H-4）、「浅香」は「第2期改良事業に協力するため」が60.4%と多く、「杉本1丁目」は、「第3期改良事業に協力するため」が33.3%と多くなっている。また、「近く結婚し、地区内で独立の所帯をもつため」は、すべて「杉本1丁目」に集中している。

出身地別にみると（表H-5）、「西日本」は、「第2期改良事業に協力するため」50.0%、「第3期改良事業に協力するため」35.5%が比較的多くなっている。これは、初期の公営住宅に入居したひとの後、あいた「借家」や「文化住宅」に入居してきたことと符合する。

国籍別にみると（表H-6）、「韓国朝鮮」の人たちは、「河川敷改修の事業に協力するため」が

表 H-1. 居住地別住宅の種類

	自宅	借家	文化住宅	間借同居	仮設	市営住宅	不明	合計
浅香	53	95	20	13	0	0	1	182
	29.1%	52.2%	11.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%
杉本1丁目	12	47	29	10	1	8	1	108
	11.1%	43.5%	26.9%	9.3%	0.9%	7.4%	0.9%	100.0%
周辺地区	1	0	0	0	1	0	0	2
	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	2	1	0	0	0	0	0	3
	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	68	143	49	23	2	8	2	295
	23.1%	48.5%	16.6%	7.8%	0.7%	2.7%	0.7%	100.0%

0.0001

表H-2 出身地別住宅の種類

	自宅	借家	文化住宅	間借同居	仮設	市営住宅	不明	合計
浅香	59	64	9	16	0	5	1	154
	38.3%	41.6%	5.8%	10.4%	0.0%	3.2%	0.6%	100.0%
矢田	1	2	1	1	0	0	0	5
	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他大阪	2	15	6	1	0	3	0	27
	7.4%	55.6%	22.2%	3.7%	0.0%	11.1%	0.0%	100.0%
西日本	1	40	20	0	0	0	1	62
	1.6%	64.5%	32.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	100.0%
その他	1	5	3	0	0	0	0	9
	11.1%	55.6%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
朝鮮韓国	3	12	7	3	0	0	0	25
	12.0%	48.0%	28.0%	12.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
不明	1	5	3	2	2	0	0	13
	7.7%	38.5%	23.1%	15.4%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	68	143	49	23	2	8	2	295
	23.1%	48.5%	16.6%	7.8%	0.7%	2.7%	0.7%	100.0%

0.0001

表H-3. 国籍別別住宅の種類

h1

	自宅	借家	文化住宅	間借同居	仮設	市営住宅	不明	合計
日本籍	63	126	42	20	2	8	1	262
	24.0%	48.1%	16.0%	7.6%	0.8%	3.1%	0.4%	100.0%
韓国朝鮮籍	5	17	7	3	0	0	1	33
	15.2%	51.5%	21.2%	9.1%	0.0%	0.0%	3.0%	100.0%
合計	68	143	49	23	2	8	2	295
	23.1%	48.5%	16.6%	7.8%	0.7%	2.7%	0.7%	100.0%

0.431 n.s.

都市部落における住宅要求競争と入居選考プロセス

表 H-4. 居住地別入会の理由

	河川敷改修	第2期改良	第3期改良	結婚独立	その他 ¹	合計
浅香	35	110	36	0	1	182
	19.2%	60.4%	19.8%	0.0%	0.5%	100.0%
杉本1丁目	12	15	36	42	3	108
	11.1%	13.9%	33.3%	38.9%	2.8%	100.0%
周辺地区	0	1	0	0	1	2
	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
その他	1	1	0	0	1	3
	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	100.0%
合計	48	127	72	42	6	295
	16.3%	43.1%	24.4%	14.2%	2.0%	100.0%

0.0001

表 H-5. 出身地別入会の理由

	河川敷改修	第2期改良	第3期改良	結婚独立	その他 ¹	合計
浅香	21	68	27	36	2	154
	13.6%	44.2%	17.5%	23.4%	1.3%	100.0%
矢田	1	3	1	0	0	5
	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他大阪	5	11	7	3	1	27
	18.5%	40.7%	25.9%	11.1%	3.7%	100.0%
西日本	6	31	22	2	1	62
	9.7%	50.0%	35.5%	3.2%	1.6%	100.0%
その他	3	3	3	0	0	9
	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
朝鮮韓国	11	5	9	0	0	25
	44.0%	20.0%	36.0%	0.0%	0.0%	100.0%
不明	1	6	3	1	2	13
	7.7%	46.2%	23.1%	7.7%	15.4%	100.0%
合計	48	127	72	42	6	295
	16.3%	43.1%	24.4%	14.2%	2.0%	100.0%

0.0001

表 H-6. 国籍別入会の理由

	河川敷改修	第2期改良	第3期改良	結婚独立	その他 ¹	合計
日本籍	33	118	63	42	6	262
	12.6%	45.0%	24.0%	16.0%	2.3%	100.0%
韓国朝鮮籍	15	9	9	0	0	33
	45.5%	27.3%	27.3%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	48	127	72	42	6	295
	16.3%	43.1%	24.4%	14.2%	2.0%	100.0%

0.0001

45.5%（15人）と多いのがめだっている。河川敷の劣悪な住居に住む人が多かったのだろう。

7-6. 要求組合への加入状況

「あなた（家族を含め）が加入している「要求組合など」に○印をつけてください」として記入をもとめている。そこにリストアップされたものは、表H-7の12組織である。この当時、どのような要求者組合が組織されていたのか、極めて興味深い。生活のさまざまな分野にまたがって組織されている。要求者組合は、それぞれの個別の課題・要求を持つ人ならだれでもは入れる。部落解放同盟の方針とは異なる意見をもっている、加入することができる大衆組織である。

加入世帯が多いのは、「教育を守る会」30.2%、ついで「生活保護者組合」24.4%、「老友会」22.4%である。「生活保護者組合」の加入率が高いのが注目されるが、これは住宅要求者組合入会希望者の比率であって、浅香地区の比率ではない。

「身体障害者組合」も12.2%（36世帯）もかなり多いといえよう。

表H-8は、加入組合数別の構成である。加入組合ゼロは、27.8%である。ゼロというのは、「住宅要求者組合」以外には、どの組織には加入していないということである。つまり、7割の人は、他の組織の一つ以上、加入している。4つ以上の組織に加入している世帯は1割ほどである。

また、一世帯平均いくつぐらいの組織に加入しているのか計算したものが表H-9である。出身地別にみると、「浅香」は、平均加入組織数は1.7と多いが、「朝鮮韓国」は0.8と少ない。「西日本」は、その中間で1.4である。地域の活動へのコミットのしかたの濃淡をしめしているも

のといえよう。

7-7. 家賃

家賃は、全体でみると（表H-10）、最頻値は「1

表 H-7. 加入している組合の数

組織名	加入世帯	%
教育を守る会	89	30.2
企業者組合	37	12.5
廃品回収組合	18	6.1
车友会	7	2.4
仕事要求者組合	25	8.5
共同作業所要求者組合	11	3.7
住宅入居者組合	40	13.6
駐車場利用者組合	40	13.6
生業資金利用者組合	19	6.4
生活保護者組合	72	24.4
身体障害者組合	36	12.2
老友会	66	22.4
総数	295	100.0

表 H-8. 加入組合数別の構成

加入組合数	人	%
0	82	27.8
1	80	27.1
2	68	23.1
3	36	12.2
4	15	5.1
5	10	3.4
6	3	1.0
8	1	0.3
総数	295	100.0

表 H-9. 出身地別平均値

出身地	実数	加入組合数
浅香	154	1.7
矢田	5	1.4
その他大阪	27	1.4
西日本	62	1.4
その他	9	1.8
朝鮮韓国	25	0.8
不明	13	1.8
合計	295	1.6

都市部落における住宅要求競争と入居選考プロセス

万円5千円～」(22.4%)であり、その前後、「2万円～」(21.5%)と「1万円～」(12.1%)であり、これらで56%をしめる。その一方で、「2千円未満」も17.3%と多い。

当然、家賃は住宅の種類によってことなり、「文化住宅」の場合は、「2万円～」が半数を占める。「借家」の場合は、「1万円5千円～」前後が多くなっているが、「2千円未満」も21.3%も多い。「間借同居」は、「2千円未満」が30.8%と多いが、「不明」も半数近くにのぼる。

部屋数別にみると(表H-11)、もっとも多いのが2室(42.6%)であり、ついで3室(24.1%)で、これら2～3室に住むものが7割近くに達する。平均は、3.1室である。多くは狭小な住宅に住んでいることがわかる。出身地域別でみると、「西日本」が平均2.1部屋である(表H-12)。

その一方で、「6～8室」「9室以上」と、かなり広い家に住むものも、1割ほどみられる。出身地域別でみると、「浅香」は、平均3.7室であるか、地元出身者は、比較的広いスペースの

表 H-10. 住宅の種類別家賃

	借家	文化住宅	間借同居	仮設	市営住宅	不明	総数
2千円未満	30	0	4	0	3	0	37
	21.3%	0.0%	30.8%	0.0%	37.5%	0.0%	17.3%
2千円～	15	1	0	0	0	0	16
	10.6%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%
5千円～	14	1	1	0	0	0	16
	9.9%	2.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%
1万円～	20	6	0	0	0	0	26
	14.2%	12.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%
1万5千円～	32	14	0	1	0	1	48
	22.7%	28.6%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	22.4%
2万～	21	25	0	0	0	0	46
	14.9%	51.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.5%
3万～	2	0	1	0	0	0	3
	1.40%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
5万～	3	0	1	0	0	0	4
	2.1%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
不明	4	2	6	1	5	0	18
	2.8%	4.1%	46.2%	50.0%	62.5%	0.0%	8.4%
総数	141	49	13	2	8	1	214
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 自宅は、欠損値として処理

表 H-11. 部屋数別家賃

	1室	2室	3室	4~5室	6~8室	9室以上	不明	総数
2千円未満	0	14	19	3	1	0	0	37
	0.0%	11.7%	27.9%	7.1%	4.3%	0.0%	0.0%	13.1%
2千円~	4	1	10	0	1	0	0	16
	21.1%	0.8%	14.7%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	5.7%
5千円~	6	6	3	1	0	0	0	16
	31.6%	5.0%	4.4%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%
1万円~	6	15	3	1	1	0	0	26
	31.6%	12.5%	4.4%	2.4%	4.3%	0.0%	0.0%	9.2%
1万5千円~	1	40	4	3	0	0	0	48
	5.3%	33.3%	5.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	17.0%
2万~	1	27	10	7	1	0	0	46
	5.3%	22.5%	14.7%	16.7%	4.3%	0.0%	0.0%	16.3%
3万~	0	0	0	1	2	0	0	3
	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%	1.1%
5万~	0	2	1	1	0	0	0	4
	0.0%	1.7%	1.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
不明	1	15	18	25	17	7	3	86
	5.3%	12.5%	26.5%	59.5%	73.9%	100.0%	100.0%	30.5%
総数	19	120	68	42	23	7	3	282
列%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
行%	6.7%	42.6%	24.1%	14.9%	8.2%	2.5%	1.1%	100.0%

表 H-12. 出身地域別居住年数、部屋数

	実数	平均居住年数	平均部屋数	平均家賃
浅香	154	38.5	3.7	9.4
矢田	5	20.6	3.6	40.0
その他大阪	27	18.5	3.3	15.8
西日本	62	9.7	2.1	19.7
その他	9	14.8	2.1	12.2
朝鮮韓国	25	12.4	2.8	15.3
不明	13	13.6	2.8	29.8
合計	295	24.6	3.1	15.5

家に住んでいる。

家賃を部屋数別にみると、2室の場合は、「1万円5千円～」が33.3%を占め、「2万円～」も22.5%と多い。その一方で、「2千円未満」も11.7%ほどある。3室の場合でも「2千円未満」が、27.9%であり、これら低廉な家賃の家を求めて転入してきた人が多いことがわかる。

§8. 組合員255人と退会者40人の比較

1980年1月に入会申し込みをしたものは295人であり、1981年1月27日の役員会で有資格者として確認された組合員は255人である。40人は、すでに転居補償費を受け取っており入居資格がないとされたものや本人の申し出により退会を認められたものである。これらのほとんどは、地区外へ転出する予定のものである。

これら組合員と退会者との間には、階層的差異が認められるのではないかと。退会者は、組合

員より相対的に豊かではないかという仮説を考えた。

まず「組合入会の理由」でみると（表M-1）、「河川敷改修の事業に協力するため」は、組合員の場合は18.4%を占めるが、退会者の場合はわずか2.1%にとどまる。それとは逆に、「近く結婚し、地区内で独立の所帯をもつため」は、組合員の場合は13.3%であるが、退会者の場合は20.0%と多くなっている。結婚を機に、転出の方向を考えるようになったのだろう。他の理由については、両者の間に差異は認められない。

持ち家（自宅）を所有するものは、それを売却して、地区外に転出する傾向があるのではないかとみられるが、住宅の種類別でも（表M-2）、組合員と退会者との間には、大きな差は認められなかった。また、「出身地域」、「部屋数」、「居住年数」をみても、組合員と退会者との間には、大きな差は認められなかった。ただ、家族

表M-1. 会員状況別入会申し込み理由

	河川敷改修に協力	第2期改良に協力	第3期改良に協力	結婚独立のため	その他	総数
会員	47 18.4%	108 42.4%	62 24.3%	34 13.3%	4 1.6%	255 100.0%
退会者	1 2.5%	19 47.5%	10 25.0%	8 20.0%	2 5.0%	40 100.0%
総数	48 16.3%	127 43.1%	72 24.4%	42 14.2%	6 2.0%	295 100.0%

表M-2. 会員状況別住宅の種類

	自宅	借家	文化住宅	間借・同居	仮設住宅	その他	不明	総数
会員	60 23.5%	121 47.5%	44 17.3%	20 7.8%	2 0.8%	7 2.7%	1 0.4%	255 100.0%
退会者	8 20.0%	22 55.0%	5 12.5%	3 7.5%	0 0.0%	1 2.5%	1 2.5%	40 100.0%
総数	68 23.1%	143 48.5%	49 16.6%	23 7.8%	2 0.7%	8 2.7%	2 0.7%	295 100.0%

表 M-3. 会員状況別家族員数

	会員	退会者	総数
1人	23.5%	22.5%	23.4%
2人	22.7%	20.0%	22.4%
3人	18.0%	10.0%	16.9%
4人	23.9%	32.5%	25.1%
5人	9.8%	15.0%	10.5%
6人	1.6%	0.0%	1.4%
7人	0.4%	0.0%	0.3%
総数	255	40	295
	100.0%	100.0%	100.0%

員数別の分布をみると（表M-3）、退会者の場合、組合員よりも4人以上の多人数家族が多くなっている。多人数が家族の場合は、スペースが限られている公営住宅・改良住宅に住むことを避ける傾向にあるのだろう。

これらのことから、組合員と退会者との間には、階層的差異は認められなかった。ただ、退会者には、河川敷が少なく、多人数家族がやや多いという傾向が認められたぐらいで、それぞれの個人的な事情が左右したのだろう。

§9. 入居者と非入居者との比較

この表は、第1次、第2次1段階、第2次2段階まで（1981年3月～1983年2月まで）に入居した人（166人）と、まだこの段階では入居が決まっていない人（89人）とを比較検討した⁽⁴¹⁾。

明らかに差異がみとめられるのは、「入会の理由」である。「河川敷改修の事業に協力するため」を理由にあげた人のうち76.6%が入居しており、ついで「第3期改良事業（村中の西半分）に協力するため」が72.6%と高い。これらは事業を進捗させるために優先度を高めたのだろう。

その一方で、「近く結婚し、地区内で独立の所帯をもつため」を理由にあげた人の場合、入居者が17.6%と格段に低くなっている。おそらくこの時期までには、結婚が決まらなかったために、後回しにされたのであろう。

また、その他の「住宅の種類別」、「居住地域別」、「居住年数別」、「部屋数別」、「世帯員数別」に、入居者の比率に差異が認められるのか、クロス表を作って検討してみたが、特に有為な差は認められなかった。

これは、「入居者」「非入居者」が、第1次選考から第2次2段階選考という短い期間に生まれたちがいであって、階層的な差によるものではない。入居の順番が先になったか、あとになったかの違いは、第1に、台風などで増水すると床上まで浸水するような河川敷の劣悪な住環境をいち早く解決すること、第2に不良住宅が密集した地域の改良事業を実現のために土地家屋の買収交渉を進捗させるために意図的に入居を優先したことによるものである。

表T-1. 入会の理由別入居状況

	河川敷改修に協力	第2期改良に協力	第3期改良に協力	結婚独立のため	その他	総数
入居	36	75	45	6	4	166
	76.6%	69.4%	72.6%	17.6%	100.0%	65.1%
非入居	11	33	17	28	0	89
	23.4%	30.6%	27.4%	82.4%	0.0%	34.9%
総数	47	108	62	34	4	255
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

§ 10. 在日韓国朝鮮人の入居状況

国籍によって、入居・非入居に差があるのかどうかを検討してみた(表T-2)。その結果は、「韓国朝鮮」27人のうち21人が入居しており、入居率は78%である。また、「出身地地域別」でみると(表T-3)、「朝鮮韓国」は20人で、入居率は80%である⁽⁴²⁾。

こうしてみると、外国籍のものが入居を後回しにされたということはない。むしろ、日本国籍の入居率を上回っている。これは、河川敷に住む者が多いとか、第2期や第3期改良事業の対象地域に住むということによって、結果的にこうなったのであろう。

なお、在日コリアンの公営住宅への入居については、部落問題と在日コリアンとの関係をめぐる重要問題である。それについては、1) 同和対策事業の対象者を属地・属人主義によって限定するという行政の考え方の影響、2) それ

に対する部落解放同盟の各支部レベルでの考え方、3) 各地区でも外国籍人口比率(韓国・朝鮮籍)の違い、4) 一般の公営住宅への国籍条項の撤廃について闘い、5) 同和向け公営住宅と改良住宅との対応の違い、6) それぞれの住宅への在日コリアンの入居がいつから始まったのかなど検討課題がある。これらについては、全国的にもかなり差異があり、大阪市内12地区に限ってみても違いがある。これについては、稿を改めて論じることにする。

ただ、浅香の場合は、河川敷に住む在日コリアンについて、山本義彦氏は、つぎのように語っている。

「河川敷は改良法適用できないので、いったん河川敷からでてもらう。河川敷より内側のムラの中へは行ってもらうという方策を打ち出しました。……」

202世帯中74世帯の在日韓国・朝鮮人が

表 T-2. 国籍別入居状況

	日本籍	韓国朝鮮籍	総数
入居	145 63.6%	21 78%	166 65.1%
非入居	83 36.4%	6 22%	89 34.9%
総数	228 100.0%	27 100%	255 100.0%

表T-3. 出身地域別入居状況

	浅香	矢田	その他 大阪	西日本	その他	朝鮮韓 国	不明	総数
入居	74 56.5%	5 100.0%	19 70.4%	39 76.5%	6 66.7%	16 80.0%	7 58.3%	166 65.1%
非入居	57 43.5%	0 0.0%	8 29.6%	12 23.5%	3 33.3%	4 20.0%	5 41.7%	89 34.9%
総数	131 100.0%	5 100.0%	27 100.0%	51 100.0%	9 100.0%	20 100.0%	12 100.0%	255 100.0%

居ったんですね。あの当時まだ在日韓国・朝鮮人は公営住宅に入れなかった。それで国に数億円の財政措置をとらせて、彼らを公営住宅に入れていった経緯があるんです。要は「大阪市の住宅に入れてもらうんだから、国は住宅建設に補助金を出すべきだ」と、大和川総合対策協議会のなかで提案して、大阪市の住宅を別にいくらかの金で買い上げさせた」（山本義彦談⁴³）

このような取り組みは、全国的にみても珍しいのではないか。

§ 11. まとめにかえて

最初に建設された同和向け公営住宅への入居をめぐる地区内の対立は、部落解放運動と寝た子を起こすな」という考えかたを持つ地元有力者たちによって構成された町会とのヘゲモニー争いであり、生活実態調査、中3宿舎をとおして、地区内が統一され、部落解放同盟浅香支部が地区住民の信頼性を獲得していった。町会、社会福祉法人あさか会、地区協など地域の諸団体を網羅して結成された浅香地区総合計画実行委員会は、陸の孤島状況を脱却するマスタープランづくりを構想し、それを大阪市の関係部局と交渉しながら、一步一步実現していった。

それを可能にしたのは、さまざまな課題別の要求別組合の大衆に根ざした活動である。一部の幹部の請負主義にならずに大衆路線を徹底させるために、初期の住宅要求者組合を一旦解散し、第2期の住宅要求者組合を再組織化した。本論文はこの時期の活動を分析したものである。自主管理・住民自治という点で、注目される実践が行われた。公営住宅・改良住宅は、大阪市によって建設されたものであるが、その基本設計、階段・廊下の配置、間取りなどについては、

住民が主体となったプラン作りをし、行政に提案していった。また、選考委員会は、支部、要求者組合、総合計画実行委員会から各3名づつ選出された委員9名で構成され、ここが入居者を選び、選考権を行政から地元に移行させたことは、極めて重要な意味をもつ。入居後は入居者組合に加入することになり、この入居者組合が地区協と連携しながら管理にあたっていった。家賃の徴収、居住者の名義変更、空部屋の管理など、地元との協働しなければ、行政のみではうまくいかない。

選考委員会での選考は、総合計画実行委員会の役員会でも議論され、組合の全体集会で公表された。残された詳細な記録からは、選考過程で何が議論されていたのかよくわかる。このような仕組みをつくることによってボス支配を排除しようとした。

また、浅香は、従来から外に開かれた街であり、転入者を受け入れてきた。それを可能にしたのは、河川敷の仮設住宅・アパートなど低廉な家賃の住居であった。在日コリアンを、浅香は、大阪市内の同和地区のなかでも、比較的多く受け入れてきた。行政の同和対策事業の対象者を属地・属人主義で限定するという方針により、公営住宅に入居する道は、在日コリアンには閉ざされてきたが、浅香は、積極的に入居の道を探ってきた。第2期の住宅要求者組合では、当初から在日コリアンを組合員として受け入れてきた。

本論文では、浅香を中心に明らかにしたが、他府県との比較、大阪市内の他の11地区との比較は、残された課題である。特に、住宅要求者組合・選考委員会のありかた、「来住者」の受け入れをめぐる地域の開放性、「外国籍」住民の受け入れをめぐる地域の開放性、改良事業にとも

なう土地家屋の売却をめぐる転出者の動向など、他地区との比較が今後の課題である。

また、現在は公営住宅の空家への入居は、大阪市都市整備局に完全に移っており、住宅入居の選考については地元の手を離れたしまったが、今後の街づくりや住民相互の扶助を考えると、入居をめぐる自主管理権の奪還は、極めておおきな意味をもつだろう。

*大阪市立大学人権問題研究センター特任教授

【注】

- 1) 本論文は、科研費による研究助成を受けた研究「戦後大阪の都市部落の変容過程に関する総合的研究」(課題番号23330162、2011~2013年度)の成果の一つである。
- 2) 大阪市内の12の同和地区では、大阪市同和促進協会や部落解放同盟府連という共通の枠組みがあるとはいえ、地区ごとにより違っている。
- 3) 一つのファイルの中に、複数の文書が綴られているので、文書自体の数はこれの十数倍になる。
- 4) 改良住宅が1958年度172戸、59年度216戸、60年度180戸建設された。大阪市同和对策部「大阪市同和事業史」(復刻版)1979年、p.212~214、p310~312
- 5) 「大阪市同和事業史」p.296、
- 6) 「浅香町に住宅要求者組合 近く支部結成」『解放新聞大阪版』no.3、1965.9.1では、約600世帯と記載。「浅

<付属資料>

「新住宅要求者組合入会申し込み用紙」

「近く結成される「部落解放浅香地区住宅要求者組合」に入会したいので、次の事項を添えて、ここに申し込みます。1980年1月__日 部落解放浅香地区総合計画実行委員会殿 申込者_____印」として、次の事項が、調査票のように、記入するようになっている。

「現住所など」

- 現住所 大阪市住吉区_____
- 電話番号 _____
- あなた自身の浅香での居住歴 ()年
- 住民登録が浅香に(有・無)
- あなたの出身地はどこですか()

「申込理由」

- 1.河川敷改修の事業に協力するため
- 2.第2期改良事業(村中の東半分と道路・公園)に協力するため
- 3.第3期改良事業(村中の西半分)に協力するため
- 4.近く結婚し、地区内で独立の所帯をもつため
- 5.その他()

「住宅の現況」

- (自家 借家 文化住宅 間借り・同居) _____
- 上の自家以外の方は、その家賃の月額()円
- 今の家は部屋数()室で()

「あなた(家族を含め)が加入している「要求組合など」に○印をつけてください」

- | | | | |
|-------------|--------------|------------|------------|
| 1.教育を守る会 | 2.企業者組合 | 3.廃品回収組合 | 4.车友会 |
| 5.仕事要求者組合 | 6.共同作業所要求者組合 | 7.住宅入居者組合 | 8.駐車場利用者組合 |
| 9.生業資金利用者組合 | 10.生活保護者組合 | 11.身体障害者組合 | 12.老友会 |

「家族構成など」

氏名 性 続柄 生年月日 満年齢 職業 平均月収 備考

(本人以下家族員ごとに記入できる表になっている。)

- 香町住宅要求者組合の「大阪市住宅改良課長殿宛の要請書」(1965年9月5日)では、約700世帯と記載している。『浅香部落の闘いの20年の歩み』(1985年9月)p.5～9に収録。
- 7) 住宅要求者組合(150世帯)の組合長は川崎秀次。同年9月24日に結成された部落解放同盟浅香支部の支部長は、おなじ川崎秀次である。毎月の組合費は100円である。
- 8) 上田卓三『部落は闘っている』、1974年、三一書房、「河川敷のクレーン—浅香支部の住宅闘争をめぐる」の執筆者は、辻暉夫。ここでは、浅香は人口3000人、900世帯と記載されている。
- 9) 『解放新聞大阪版』号外、1966.6.1
- 10) 1958年2月に結成。大阪市同和对策部『大阪市同和事業史』(復刻版)1979年
- 11) 市会議員伊藤氏による斡旋案とされているが、実際には同和对策事業や解放運動の動向を熟知したものが考えたものであろう。
- 12) 「3-134 組合員名簿、住宅居住者名簿、住宅居住者台帳」(1968～1978年)では、浅香西住宅は、「2RC浅香住宅1号館～8号館」という名称が使われている。東住宅は、「2RC浅香第2住宅1号館～3号館」が使われている。
- 13) 町会派として住宅に入居した山本義彦氏は、入居当初は支部の人々から嫌がらせを受けたという。地区内の感情的な対立を払拭できたのは、1974年の実態調査と74日間の及ぶ中学3年生合宿によると語り継がれている(山本義彦氏談、2014年1月22日、2月12日聞き取り)。
- 14) 『浅香のために』第2号、1976.9.20 部落解放同盟浅香支部等編『浅香部落の闘いの20年の歩み』1985年9月、83頁に再録
- 15) 1970年1月に浅香支部、地区協、町会、あさか会、老友会で、浅香地区発展長期計画委員会を発足。1974年1月22日に第1回総合計画推進準備委員会。1975年11月12日に部落解放浅香地区総合計画実行委員会準備会を結成。1976年3月14日に部落解放浅香地区総合計画実行委員会を結成を経て、この第4期になる。
- 16) 基本方針では「8. 町民総学習運動としての「地区研究会」を成功させよう」と呼びかけている。第1回の浅香地区研究会が行われたのは、1984年12月2日である。
- 17) 部落解放中国研究会の機関誌『紅風』の創刊号は1977年9月。100号(1989年3月)で廃刊になっている。浅香支部は、大阪府連内にあつては反主流派に属していた。
- 18) 山本義彦氏からの聞き取り2014年3月。
- 19) 山本義彦氏によれば、地区統一のもう一つの契機は、支部青年部による1974年12月から74日間の及ぶ中学3年生合宿であり、これにより支部が住民の信頼を獲得したという(山本義彦氏からの聞き取り2014年3月)。
- 20) 組合の会員資格については、1980年9月18日の結成総会で承認された「部落解放浅香地区新住宅要求者組合規約の第4条」(資料参照)
- 21) 〈第3条 準組合員〉では、「規約第4条第1項②③による組合員は、結婚の事実が確認されるまでの期間「準組合員」とし、入居者選考の対象とはしない」
- 22) 浅香地区新住宅要求者組合結成総会の経過報告(1980.9.18)
- 23) 1978年に第2次地区改良事業(浴場東部分)事業認可下りる。第1次は、浅香第3住宅で、1972年から74年にかけて建設された。
- 24) 結成集会の日をもって、組合員加入の受付をストップしている。
- 25) 1980年12月18日「新住宅要求者組合全体集会」の資料、『55～56年度 新住宅要求者組合』(資料番号 03-124 1980～81)に収録
- 26) 1981年2月25日の第2回選考委員会で確定され、3月10日の第2回全体集会で承認された。
- 27) 野口道彦『部落問題のパラダイム転換』2000年、明石書店
- 28) 地下鉄車庫跡地利用の街づくりの4つの柱
- 29) 1981年3月9日の第3回選考委員会の資料
- 30) 1981年3月9日から12日にかけて第3回選考委員会を開き、入居者を決定した。出席者は、選考委員として組合選出3名、支部選出2名、総計選出3名の計8名。
- 31) 第1次入居選考実施要項(1981年3月10日第3回選考委員会)
- 32) 表5の13班「河川敷」は23人であり、それよりも多い。13班は西側半分の河川敷居住者のみであるが、この53世帯には、4班、6班～8班の東側の河川敷居住者が含まれるためである。
- 33) 改良地区のA区域を第1次選考の対象者としたのは、A区域の買収を急がせ、改良住宅の建設を促進させるためである。
- 34) 1981年4月17日、第5回役員会資料「第1次入居の総括のために」
- 35) 3月12日の入居者説明会の資料。

- 36) この頃までに建設された公営住宅・改良住宅が376戸、うち空き家が69戸。
- 37) この概算がどの程度あっているのかは、総世帯数900世帯が正確かどうかには依存している。
- 38) 「杉本」という地名は、地区の西側の一部（藤田専三郎さんの教示）
- 39) 部落解放同盟大阪府連組織局、編集部「調査報告 大阪の部落に住む朝鮮人の生活」「特集 部落に住む朝鮮人問題（下）」『部落解放』NO.52,1972年3月号
- 40) 『部落解放浅香地区実態調査報告書』1976年
- 41) 第2次1段階選考は1982年3月25日、この時の資料には、第2次2段階選考は1982年秋に予定とされている。
- 42) 国籍でみるのか、出身地域でみるのかによって在日コリアンの数はことなる。また、総合的に判断して整理した「入会希望者一覧表」では、「韓国朝鮮」は39人となっている。こうした数値の違いは、組合員として誰を登録するのかによっても左右される。たとえば、夫が在日コリアンの場合、日本人の妻を組合員と登録する場合もある。外国籍の場合は、外国人登録を確認しているが、浅香地区を現住所として登録していないという場合も含んで、「外国人登録ナシ」が10人みられた。
- 43) 部落解放浅香地区総合計画実行委員会『にんげんの街・浅香』2002年、P.98、P.111～113にも同様の話しが記載